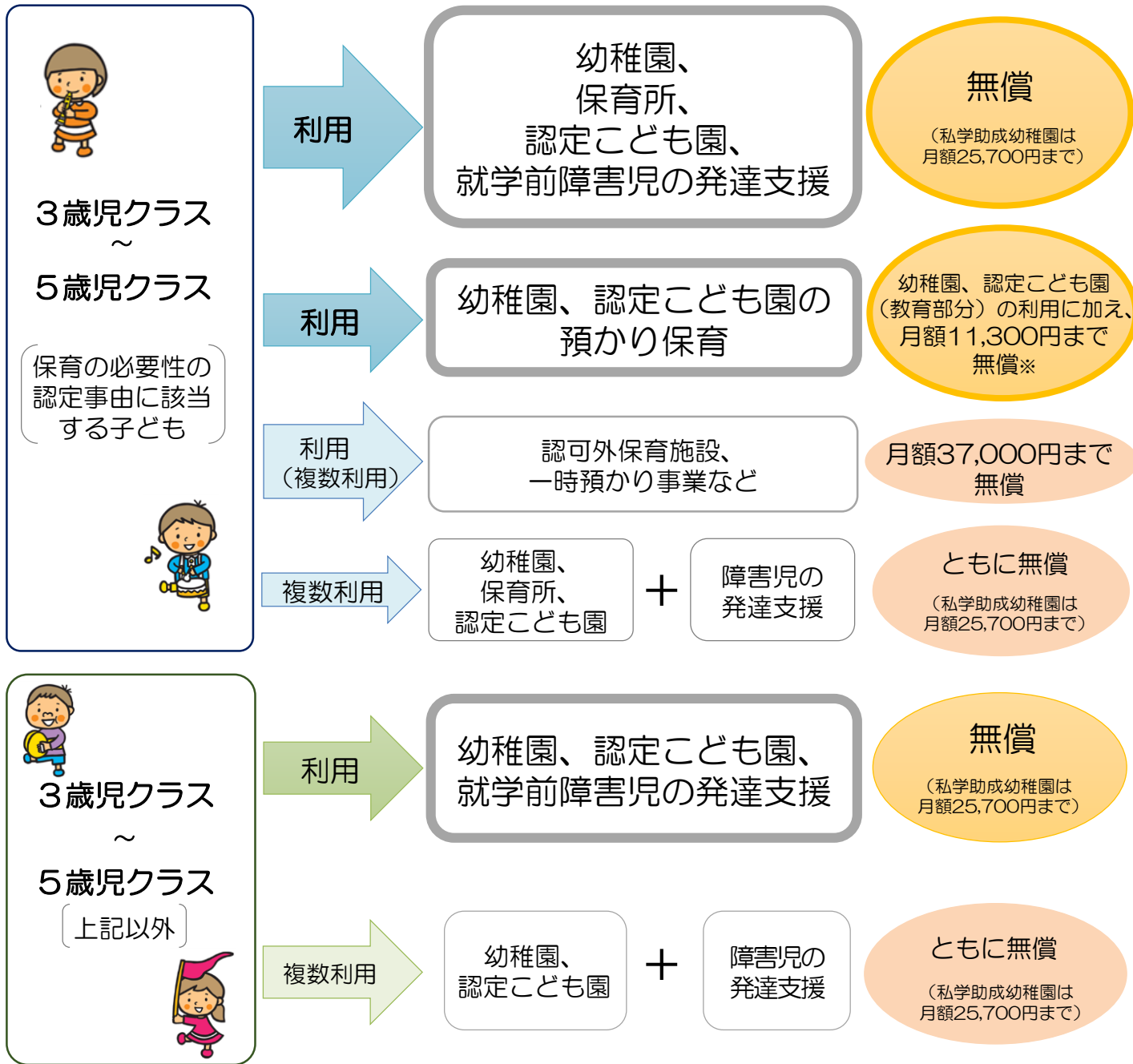


幼児教育・保育の無償化の主な例



市町村民税非課税世帯については、0歳児から2歳児までについても上記と同様の考え方により無償化の対象となります。

◇ 認可外保育施設などの場合、月額42,000円まで無償

◇ 預かり保育の場合、月額16,300円まで無償※

※ 「日額450円×1カ月の利用日数」と比較し、低い方が上限額となります。

(注) 幼稚園の預かり保育や認可外保育施設を利用している場合、無償化の対象となるためには、「保育の必要性の認定」を受けることが必要です。

(注) 認可外保育施設については、市に設置の届出を行うほか、国が定める指導監督基準を満たすことが必要です。ただし、基準を満たしていない場合でも、5年間は、無償化の対象としています。(これらの対応については、法施行後2年を目途に国において再度検討をする予定です。)

(注) 例に記載はありませんが、地域型保育も対象です。また、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も対象となります。